

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家（四）

倉 本 昭

9 丹羽家家老から再び系譜考証の依頼来る

慶徳如松が丹羽家の家老・次郎三郎に依頼され丹羽本家・家老家の系譜考証を行い、それを江戸の次郎三郎宛てに送ったのが天明四年十一月、添えられた書簡は二十七日付であった。それに対する次郎三郎の礼状は十二月二十一日付で認められている。次郎三郎は、これに二十九日付の別書を添えて送付。翌天明五年二月九日に三草経由で慶徳家に届いたのであった。

それから四年後の寛政元年十二月、丹羽家家老より長文にわたる書簡が舞い込んだ。書簡の翻刻中、句読点と（ ）は筆者によるもので、漢字は読みの便をはかり原則的に現行字体に直してある。

一筆致啓上候。甚寒候得共御揃愈無障珍重存候。此表相替義

無御座候。然者別紙之趣尚又御問合申度候（二）付得御意候。何分御面倒ニ者候得共相知候事ニも御座候ハ、能々御書付被遣可被下候。右御問合申候と申訳者先達而長門守様御系譜御軍功録ホ再撰之義拙者江被仰付候間、尾州岩崎・三州伊保・濃州岩村を初、予州松山・奥州会津・京都・城州淀、或者木曾・尾州御家中其外所々江文通を以悉懸合候上、此表之義者不及申委細ニ吟味も致候。詰長々敷文談之懸合も及数度、手寄り之有之限者相糾候事共不大方、不残集寄、此節専仕立候積ニ取懸リ申候。然ル所二百年三百年之後者不相知候事共を夫より以前之事迄可成丈ハ致吟味候事故、一ヶ所江懸合候ても容易之義ニて者無之、右取集ニ付而之反古斗も葛籠ニ一倍之余も有之。根氣尽之用向ニて漸年来之念願も集メ寄セ申候。然ル所別書ニ得御意候公深公より氏範公迄之御法号年月日一向ニ相知不申。是而已残念至極御座候間、色々と相糾候得共一向相知不申候。右ニ付迎も此方之吟味ニて者吟味之手段も無之、貴様ニ者年来格別ニ御心懸

ケ之事故、若又相知候事も可有御座哉と念を晴し候ためニ又々御問合申候。(以下書簡文は『丹羽様御系図書継候覚書』所収)

本書簡の差出人は「丹羽忠三郎」とあるが、天明五年以後、丹羽次郎三郎が改名した後の名である。岩出斎三郎文書中の『丹羽系図』は以前書いたように家老丹羽家の系図となっている。その最後に次郎三郎の名が見える。父・茂宗からの記載事項を掲げよう。

茂宗 半兵衛 実丹羽主税氏慎次男
明和年中三十石加増賜之、為家老職七十石加増、以上二百石トナル

茂生 幼名常太郎 後次郎三郎
天明賜百石、別為家老職

この系図には忠三郎の称の記載がない。如松の第一次系図書継作業の前に彼が大坂にて茂宗所持のものを写したものであるから当然である。ちなみに埼玉の丹羽家に伝わる系図で茂生の条を見ると、

十二代
茂宗嫡子 次郎三郎 ハジメ常太郎
家老職百石

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 (四)

丹羽氏福ノ命ニヨリ丹羽家系譜・軍功録ヲ撰ス
文化十二年六月二十二日卒 六十一歳
雄功院誠翁元忠居士

とあり、忠三郎の称に関する記述がないので、この如松宛書簡群にて補える。
ちなみに忠三郎の称については父・茂宗の条に「ハジメ忠三郎」とある。

書簡中、三草藩主・丹羽氏福が忠三郎に家譜編纂を命じた「先達而」は、天明年中と見てよい。埼玉県の丹羽家に伝わる『丹羽系譜并軍功録』の氏福序に

今幸に茂生均を乗りて、且つ嘗て事に二書(筆者注：系譜と軍功録)に従ふ。且つ先世の親族にして職世老たるときは、則ち事固より委ぬべし。是に因て天命中既に二書撰集の事を命ず。(原漢文。埼玉丹羽家蔵本を使用。読み下しも同書の訓点に従う。)

とあるからである。^(在)この作業の一環として如松の第一次系譜書継作業があったこと言うまでもない。冒頭の書簡に書く忠三郎(茂生)の苦勞談は、そのまま完成した『丹羽系譜并軍功録』の茂生序にも書かれている。すなわち「詳らかに諸旧史を校へ旁ら諸他

史伝を捜して、苟も詳らかならざるもの有れば列国の史籍を質訪して以て其の事蹟を精覈し、聊か定め難きもの有れば諸州寺院を詢謀して以て其の墓誌を研尋す。其の他地理郡名に至りては則ち各々其の守令に就て以てこれを質す。又別に靈名記を置て以て諡号葬地の所を顕はす。近ければ則ち自ら往て搜索し、遠ければ則ち書簡往來す。凡そ八たび稿を易へ報書堆をなす」の部分である。かような苦勞を重ねても判明しなかったものとして、書簡にあった①公深から氏範までの法名没年データの他、別書によると②五代目・氏従の戦功が挙げられている。更に最初の書簡引用部分の続きを見てみる。

勿論系譜軍功録と申候而者永代子孫江実説之首勲を相残シ候もの故容易に本書を仕立候筋者無之、増而 公辺江も御改之節者御差遣候品故、格別ニ心を籠念ニ念を入レ睨と致置候事ニ付：

このほか如松の手元にて判明せざることを岩崎や岩村、伊保まで問合す必要はない、なぜならこちらで既に手を回しているからだとの文言がある。

さて今の引用に「公辺」と見える。実は今回の依頼の裏には、次節に述べる通り、幕府から諸家に系譜差出命令があったのである。しかし忠三郎は幕府に提出することもあるからとみるのみで、

命令があったことを示唆する言辭は書かなかった。系譜差出の令が下ったことは、後に届く茂宗の書簡によって初めて如松に明らかになるのである。十二月二十二日付書簡が江戸にいた手代・坂田与二大夫に急便で届けるよう手渡されたのには、かかる差し迫った事情があったのであった。書簡は二十九日に如松の元に届き、翌寛政二年正月二日に返書が認められた。しかし忠三郎も言及していた通り、如松は第一次作業で調査できることはほぼやり尽くしており、今回の依頼にこたえる新たな成果はあがらなかった。ただし、この返書には如松が軍記類を調べたという記述があるので参考のために、その部分のみ引いておく。

先達而差上候後も何とぞ珍敷事もやと心懸申候て斯波軍記尾州ハ元来斯波氏ノ領国故織田以前之事此書ニ可有奉存候 尾濃記などノ古書方々尋探し申候て京都堂上方又者尾州之書籍を好候衆中へ相頼、致吟味候へ共今ニ手ニ入不申候。又此間藩翰譜 当時諸侯之系譜を記し申候書之由。御大名様方より御寄付故甚致大切候 と申書
内宮御文庫ニ在之由伝承り申候故、手筋相頼置申候間、近々ニ罷越一覽可仕候。

(寛政二年一月二日付如松書簡)

ここにある堂上方は庭田家である可能性が高い。如松の妻・麗

女の文名が高まった後の安永六年五月、近江の野村公台の紹介状を携え、明照寺上人が訪ねてきて、夫婦に一宿を乞うた。神都の定めとして御師と師壇関係をもたない者はむやみに泊まれない。それを知るので公台はわざわざ紹介状を持たせ、麗女のもとに上人を送り出したのである。上人は夫婦と文学談義に花を咲かせ、『西宮記』と『北山抄』を貸与せんことを約す。代わりに麗女は「読解きがたきことを語りて、目録系図をつかはす」。これは何の書か明らかになっていないが、麗女が考証した『宇津保物語』の目録ならびに系図である。また麗女の作り物語『桐の葉』をも与えた。後、上人が従一位庭田重熙の弟であることが判明、約束通り『北山抄』が送られてきた。この本は如松が筆写した後、上人の言に従って豊宮崎文庫に奉納された。以上は『慶徳麗女遺稿』

『国学者伝記集成』に引く『和庵雑編四十』による。名著刊行会1967年版使用)の記事をまとめたものである。その中に「庭田家御文庫の書をも、借給はるべきなれど、写本はその名のおぼつかなくて、申し出づることもなし」と見えるから、丹羽家譜考証の際にも庭田家蔵書をあてにした可能性は高い。

しかし何ら新たな成果をあげられないまま、如松の返書が認められた翌月、再び江戸から書簡が舞い込んだ。

10 幕府諸家に系譜の提出を命じる

寛政二年二月十九日、江戸の坂田与次大夫が伊勢に戻り、丹羽茂宗(半左衛門)よりの書状をもたらした。それによると茂宗は五十石を加増され、三百石取になったとあった。更に十二月二十七日に丹羽氏福が大番頭になったとも書かれていた。如松は、それが書かれていた状の本文を略し、追書のみ記録している。しかし、そこには重要なニュースが記されていたのである。かなり長文にわたるが文意の重要性に鑑みて全文掲げる。

又々申述候。去霜月廿七日従 公儀被仰出候者諸家系譜取調差出候様被仰出、御新家之分者 御先祖より被差出可申候旨、古キ御家之分者何之御時代より可被差出之旨御差図有之。此方様者氏明様より此方を可被差出之旨被仰出候。倅義去年より御系図書繼之御用被仰付罷在候間、追々相集申候へ共、今度被仰出火急之義故、手伝等も被仰付取調致出来候而旧冬廿三日ニ御差出ニ相成無滞相納申候。扱又右ニ付氏明様より御差出候而ハ漸々五代此方之義、尤先年寛永十八年、貞享元年両度共御系図御軍功共々御差出候得共、両度共至而荒増ニ御書出之様有之候。此節御先祖様御軍功具ニ不被差出候而ハ被差出候御時節無之、何共長門守様初御役人も残念至極ニ付、右之趣意被仰立御先祖

よりの御系図御軍功被差出度之段御伺被差出候所、出来次第可差出越中守様御内見可被成之旨御差図有之候而長門守様ニも御大慶被成、拙者共初御役人共も致大慶候事ニ御座候。尤当年中ニも差出候様御伺相済居申候。然ル所旧臘至而月迫之砌御役被蒙 仰候ニ付、手伝之者も御役方へ掛り居候ゆへ取懸りかたく候へ共、是も是非く春中取調不被差出候而ハ不相成候事ニ付、初春六日比より先倅斗詰所へ罷出候義も打切、手伝之者も旧冬三人程も有之候へ共当時漸々老人手伝いたし候故、涉取不申致心配候。尤是迄追々貴様へも御懸ケ合ホいたし、其外へも段々懸ケ合いたし候故、大方集居候得共、夫を段々相集メ軍功之次第万事取調ホニ余程手間取申事御座候故、彼是一向手透者勿論之義多用致心配候事ニ御座候。色々混雑成ル義先荒増申述候。猶被差出も相済候ハ、倅より万々可得御意と存候。以上。

寛政元年十一月に幕府が諸家に系譜差出を命じたことは『文恭院殿御実記』十一月二十二日の記事に「大目付桑原伊予守盛員万石以上諸家系譜の事命ぜらる」とあることで確認できる。幕命の詳細は『憲法類集』巻五諸書物之部によって明らかである。（『幕府編纂物』三二三頁）

寛政元年十一月廿九日

口上之覚

其家々之内、碑銘等有之分并著述等之儀ニ有之分或は格別之行状、一領一家中之政事ニ取候ても格別之品は留有之分は写候て儒者岡田清助方江可差出事。

諸家系譜差出候覚

一 古き家筋之分は従誰と可被相違候、其以前は書出に不及候。

一 延宝元年以後万石以上ニ相成候分は先祖之由緒并連綿致候代々之儀不洩認可差出事

以上は茂宗が書簡引用部の初めに言及するところと概ね一致する。幕命が二十七日に下ったというのは茂宗の誤りと思われる。茂生の「系譜并軍功録序」には「寛政元年己酉十一月二十九日列国に命じて各々家譜を上らしむ。」とあり、『憲法類集』に見える日付と一致するからである。同序によれば「これに因て同年十二月二十三日長門守氏明公より当主に至り五世の家譜を上る。」と茂宗の書簡にある通りで、一ト月かからず提出している。また序に「氏福公因て去年十二月十日相府松平越中守定信公に請ふて今年寛政二年庚戌三月二十八日新撰家譜並軍功録を上る」とあるのに注意したい。茂宗書簡に「御先祖よりの御系図御軍功差出され度の段御伺差出され候所、出来次第差出すべく、越中守様御内見成さるべきの旨御指図これ有り候」とあるのに当る。大番頭は老中支配下ゆえ老中松平定信に上申するのは当然ながら、定信が

「内見」するという文言はどう解するべきか。まさか定信が個人的に丹羽家の系図や軍功に関心をもっていただけではあるまい。それでは現在内閣文庫に『諸家系譜』として遺る系譜の編纂作業に彼がある程度関わっていたのであろうか。定信の『宇下人言』には「白石が藩翰譜も書きつぐものもなければ、岡田清助・瀬名源五郎に被仰出、書きつぐべき旨被仰付。このとき諸家へ寛永後の系譜出すべき旨被仰付のおの出候也」（岩波文庫版一三八頁）とあるのみ。『新井白石全集』第二卷（明治三八年版）の例言に紹介されている『藩翰譜始末』なる資料には奥右筆の都筑市之助に「認物仕候様越中守様被仰聞候段佐藤又八郎申達」とあるが、編纂作業に定信が関与したことをうかがわせるものではない。そもそも丹羽家が提出した再撰家譜を定信が実際内見したかどうかも不明である。

寛政元年の令により諸大名家が呈上した系譜をまとめた『藩翰譜続編』は『藩翰譜』を書き継いだものにすぎず、『寛永諸家系図伝』の如く大部で包括的なものではない。その寛永年度に差し出した家譜に関して、丹羽家が「至って荒増」なものだと反省、今回の再呈に及んだことから、定信は丹羽氏再撰家譜を一覧し、場合によっては諸家にも家譜・軍功禄を再撰させる要があると考えたのであろうか。これが実行されておれば『寛政重修諸家譜』の先取りのような形になるが、完成した『藩翰譜続編』は、そのようなものにはならなかった。

ここで一旦丹羽家に目を移して、彼等が再撰系譜軍功録の提出を請うた理由——「至って荒増」であったことは別の——を検討してみたい。家老・茂生序にある通り安永三年春より家譜再撰の準備が始まり、天明年中（恐らく如松が系譜考証をした同四年）氏福が茂生に改めて再撰を命じた。この下準備があったからこそ十一月に幕命が下っても「中間二旬ならずして最も列侯に先つて五世家譜繕写して呈上す。頗る当家の予備あるを見はすなり」（家譜并軍功録の丹羽氏福序）という余裕の言が見られたのである。このことが幕府に与えた好印象を更に高めようとしたのが丹羽家の本當の狙いであつたのではないか。

『宇下人言』で先に引いた諸家系譜差出の記事の直前に「逐ては御実録又は風土記など之事も、おひおひ建議せしがいまだ果たさず、ただ孝子忠臣などあるをばかき出すべき旨など何を以て被仰出されぬ」とあり、こういった定信の発案であるとか、所謂文武両道のスローガンに基づく「芸術見分」などは、丹羽家も注目するところ大であつたに違いない。丹羽家が先祖の系譜・武勲を諸資料の博搜によって明らかにした態度は、尚武好學を謳う定信にうまくアピールしたに相違ない。それにこたえる形で、定信からも「内見」したいという言が出たのにすぎまい。とすれば彼が本當に見たかつたのかどうか、実際に見たかどうかは殊更問題にならないと思う。

しかしながら、家譜の再提出という異例の措置が十二月二十七

日の丹羽氏福大番頭就任に直結していると思われるのがちに過ぎよう。

さて一旦再撰家譜の呈上を決めたものの、手伝いも減らされる中、役に専念した丹羽忠三郎の苦勞は一人であった。

拙者旧冬十二月七日より今日迄一向昼夜臥不申取しらへ、漸少々筋道付申候得共、数百年之事を数々相集候間、不容易心配至極罷在候。(中略)

もはや追々取しらへ出来、当月中ニ者何とそ仕立上候而被差出候様無他事昼夜食事をわすれ取懸り居候：(丹羽忠三郎三月八日付書簡)

11 慶徳如松による補足調査

三月八日付忠三郎書簡は十五日九つ時に如松の手元に届いた。そこにあつた質問事項と、それに対する如松の返答を以下にまとめしておく。

① 氏勝・氏次をかくまった慶徳家先祖の実名

丹羽家先祖をかくまったのは口伝であり、如松の先代・武遇に仕えていた老手代が如松・麗女夫婦に語っていたことを書きとめたのが『申伝之覚』である。古い時代の記録は宝永三年の火事で焼失して残らない。系図にあって実名が

判明するのは慶長九年に没した家富より後にすぎない。
② 小牧合戦時、岩崎城を守る丹羽家臣と籠城、討死した中弥十郎の実名

①と同様不明

③ 氏勝伊勢に潜伏せしことについて

具体的にいつ潜伏したかは不明。ちなみに『三河後風土記』に「享禄三年庚寅五月八日安祥岡崎之両城主世良田二郎三郎清康卿ハ西参河之軍兵七千人ヲ引率シ尾州ニ出張シ織田弾正忠信定入道月巖子息備後守信秀父子ノ持城岩崎野呂ノ両城ヲ責取ントソ議セラレケル：」とあるのは氏勝が伊勢に潜伏後のことであろう。

④ 氏次伊勢に潜伏せしことについて

『織田軍記』に天文二十三年角田新五郎が織田安房守を謀殺し、岩崎の丹羽源六と徒党を組み城を堅固に抱えたとある(『一色氏私考』に抜粋済み)。この事件の落着は記さないけれど、恐らく織田軍が攻め寄せてきて、支えきれず氏次が伊勢に落ちたのだろう。

「其節ハ私方岩崎近辺ニ旦家数十村在之候故、御帰城之御武略之為ニ私方ニ御忍び被為遊候哉と奉存候。此時岩崎ハ尾三堺目之城故、信長公カ妹御ヲ被遣御和平ニ相成申候と奉存候。」

なお天正十八年の御神領寄付の事は氏次時代のことである。

⑤ 慶徳家の職柄と居所について

外宮御師として数百年、山田八日市場に住まう。氏勝潜伏の穴蔵も残る。

大体以上のような返答を忠三郎に返している。③④については少々説明を要する。慶徳家にかくまわれたのは二度とも氏勝という別伝が伝わるので、忠三郎としては、はっきりしたことを確認したかったのである。如松の考証の結果は書簡で見るとかぎり前記の通りだが、彼が残した諸資料によれば、

大永六(一五二六)年 織田家、岩崎城の丹羽氏に開城勧告。氏

識・氏勝父子京に逃れる。氏勝は天文初に

伊勢に潜伏。 『丹羽家伝(仮)』

天文五(一五三六)年 夏、氏勝岩崎に復帰。松平清康弑逆の混

乱に乗じて。 『丹羽家伝(仮)』

(天文十九年氏次生まれる) 『藩翰譜』

天文二十(一五五二)年 藤嶋の合戦で丹羽氏家老・丹羽茂昌が

織田信長軍を撃退。 『丹羽系図』

天文二十三(一五五四)年 守山城より織田孫十郎逐電。家老の

角田新五郎が「丹羽源六」と城を固める。

『一色氏私考』・『抜粹丹羽』掲出『織田軍

記』

弘治二(一五五六)年 角田新五郎が織田安房守を弑す。

書簡では、この時氏次が伊勢に落ちると推

測すれど、『丹羽家伝(仮)』では氏勝再度の伊勢潜伏とす。

と考証している。書簡では、弘治二年に織田安房守が弑逆された事件を、天文二十三年の織田孫十郎逐電と同年とするミスをしているが、『丹羽家伝』では修正されている。この『丹羽家伝』では再度慶徳家に潜伏したのを氏勝とするため、書簡での見解を修正して氏次潜伏説を退けたようである。^(注2)

如松の見解が書かれた書簡は三月十五日、着払いの急便にて江戸へ発送された。値段は鳥目八百文とある。これにて如松の丹羽家系図ならびに軍功の考証作業は全て終了した。

12 如松提供資料が丹羽氏軍功録に採用された形跡

東京大学史料編纂所蔵『播磨三草丹羽家譜 乾 坤』は、丹羽茂生が再撰した系図並びに軍功録を書き継いで維新後に丹羽氏中氏から寄進されたものである。このうち坤の巻が軍功録に当る。その中に慶徳如松の系譜考証の影響を確認してみたい。

まずは、小牧の戦いにおいて丹羽氏の居城・岩崎城が池田・森勢に攻撃され、城兵が玉砕した記事。戦没者名簿の後に小字で以下のような補記が見える。原漢文を訓点に従って書き下した。表記は現行の字体に直し、文中の小字割注は()によって示す。

中南弥十郎伊勢外宮御師慶徳藤太夫の先祖某の甥なり。家伝に曰く、氏勝(右近大夫)嘗て故を以て暫く岩崎城を去て勢州に赴き、外宮御師慶徳藤太夫の先祖某の家に寓居す。出入凡そ三年、氏勝以為へらく、戦争の世恐くは家譜を失ふこと有らん、因て別に丹羽氏の家譜を写し、藤太夫の先祖某の家に留む。是時諸家の処士勢州に客たる者衆し。因て伊勢国司北畠氏搜り捕ること日に厳なり。故に藤太夫の先祖某なる者、氏勝を以て害中に慝す。周旋親切して其後密に一族凡そ五十余人を集て藤太夫の先祖某なる者を以て武者大将となし、再び岩崎城に帰る。其後氏勝、織田信長と和せず。是の時氏勝又勢州に往て藤太夫の先祖某の家に寓居す。凡そ三十日、爾時支族家士等氏勝を慕い来る者数人。既にして吉例たるを以て又藤太夫の先祖某なる者を以て武者大将となし氏勝と共に京師に赴く。爾後氏勝、信長と和す。故に即ち岩崎城に帰る。故を以て慶徳藤太夫今に至て世々処置丹羽氏の家臣に准ず。嘗て岩崎落城の時に先んじて中南弥十郎たまたま来り岩崎に訪ふ。氏重敵を遮り戦死の日に当て弥十郎を告諭し、強いて勢州に帰らしむ。弥十郎曰く、今旧を遣れ危を逃れ家に帰らば叔父必ず我を責めん、則ち何の面目あつて之に見えん。留て敢て去らず、従て戦死す。家伝又曰く、天正十八年庚寅八月二十日氏次、慶徳佐十郎(藤太夫の先祖)に約し曰く、汝が家丹羽氏において数々旧功有り、故にま

さに領数の中百分の一を以てこれを与へん。乃ち家老をして命状を与ふ。佐十郎のこれを領す命状、今尚ほ勢州山田八日市場慶徳藤太夫の家に伝ふ。旧に依て丹羽氏の祈処となす。

以上は慶徳如松が提出した『申伝之覚』と天正十八年八月二十日付文書に基づくもの^(生3)。

次に掲げるのは大坂夏の陣における後藤又兵衛戦死のくだりである。

たまたま半月金馬簾指物を挿み黒糸威の鎧を著し中軍に在りて専ら軍兵を指揮する者を見る。主水重益之を見て曰く、此れ凡人に非ず、決して是れ首将基次ならん、乃ち従ふところの軽卒を駆つて曰く、敵軍衆彊味方殆ど危し、汝等田の畔より深樹の中に伏し炮を放て、彼の主将を殲すべし。二卒曰く、小人等が見るところ亦た固より君と同し、之をせんこと猿投(氏信の領知三州近邑山名、賀茂郡に在り)の猿を打つよりも尚ほ易きのみ。因て急に田の畔により深樹の中に伏し潜かに彼の主将の間を伺ふ…(原漢文。書き下しは原本の訓点・送り仮名に従う)

この部分は『申伝之覚』では

主水殿御手の足輕の内三人呼出され敵兵を見候に黒具足を着たる者采幣を振候様子一陣の大將と見え候間、田の畔を伝ひ行候而打落し可申と下知せられ候得共三人の足輕畏入候ねらひ申候はゞ猿投山(本国三州之地名)の猿を打候より安かるべく候と云捨候而かけ行、彼黒具足着たる武者を打落し申候。此武者大坂方の大將後藤又兵衛ニ而在之候由。

とありほぼ同じ文意であることがわかる(『申伝之覚』は岩出家に草稿が伝わるが、引用は『丹羽様御系図書継候覚書』所収の清書版による)。史料編纂所蔵『丹羽氏軍功録』中、夏の陣に関する記事の後に、小字で以下の如き補遺がある。

家伝曰く、此五月六日道明寺口の役、氏信戦鉾大に衆に踰たり。故を以て斬獲当に過ぐ。然るに此日往々接戦に及ばざる者有り、首級を乞ひ受けて以て空手を購ふ。是に因て求に従て其獲を諸手の人に分ち与ふ。是時輕卒等搜し田中より求め後藤基次の首を得たり。然れども首泥に淬れたるを以て誤り見て以て雑兵の首となす。因て意を歴へずして輒ち他に与ふと。(原漢文)

これも『申伝之覚』によるもので、

一 此時御手の働拔群ニ御座候ニ付首級多く有之候処、此御合戦之手ニ合不給候御方之首御所望御座候故被遣候ニ付後藤又兵衛首も足輕衆田之中より御取出し被成候得共泥にまみれ居申候故、雑兵之首と見違候而他へ御譲り被成候由

とあるのに内容が一致する。その他元龜元年姉川合戦の記事で氏勝支族丹羽藤蔵が戦死した記事が小字で補記されるが、これは如松が『一色氏私考』で引く『織田軍記』によるもの。^(注4)

以上が再撰軍功録中、如松の考証成果を採用した跡である。

13 『寛政重修諸家譜』中の丹羽氏系譜に見る如松の考証成果

『藩翰譜続編』は文化二年十二月二十六日に呈上された。しかし『寛永諸家系図伝』以降武家人事の変転がめまぐるしいため、これを書き継ぐべきであるという案が若年寄・堀田正敦より建言され、寛政十一年一月十五日、正敦を総裁として書継ぎ系図伝の編纂事業が開始された。事業が進展するにつれ、諸家より呈上された寛永譜以降の家譜が過去のデータを補い訂正していることから、編纂者は寛永譜の単純な書き継ぎをやめて、修訂重訂をも行う方針を新たに打ち出した。かくして文化九年によく完成の

日の目を見たのが『寛政重修諸家譜』（以下『寛政譜』と略す）である。

『寛政譜』の丹羽氏の条を見ると、編纂者の校勘の跡が読み取れる。『寛永諸家系図伝』『藩翰譜』で確認できる初代・氏明から十四代目・氏純までのデータのうち、『寛政譜』において補訂されている事項を以下に列挙してみる。但し軍功に関する記事は除いた。

①五代目・氏従

龍沢道盛長松寺と号す。

②八代目・氏清

永禄二年十一月二十一日 貞享呈譜及び今の呈譜十二月二十一日 卒す。

珍岸 今の呈譜珍を椿につくる 道寿妙仙寺と号す。

③九代目・氏識

右近大夫。今の呈譜、右近大夫後若狭守に改むといふ。

④十代目・氏勝

継室は織田備後守信秀が女。

⑤十一代目・氏次

大翁 今の呈譜大雲 道用と号す。

⑥氏次の弟・氏重（寛永諸家系図伝、藩翰譜に記載なし）

次郎助 次郎三郎

⑦十三代目・氏定

初氏憲
桃雲宗萼と号す

⑧十四代目・氏純
性山義見と号す。

以上のものは、概ね如松が送った考証結果に基づいて丹羽氏再撰系譜（今の呈譜）とあるもの（が旧譜を修訂した内容を反映したものである。以下に、そのもとなつた如松作成資料の記述を掲げる。

①氏従 和泉守

住尾州愛智郡折戸搔上城

明応六年巳八月六日卒

長松寺殿龍沢道盛 （如松新調御系図）

②氏清 若狭守

住尾州愛智郡岩崎城

永禄二年未十二月廿一日卒年七十五

妙仙寺殿椿岸道寿 （如松新調御系図）

③氏識

右近大夫後改若狭守 （如松新調御系図）

④玉窓貞金大禅定尼 永禄十一戊辰八月四日

丹羽道可殿室信長之妹

此道可公と申候ハ氏勝公之御事ニ可有御座と奉存候而氏勝公之条ニ書記申候。且此奥様信長之妹之由初而承り：

(天明四年十一月二七日付如松書簡)

程ナク着城シ給ヒケレハ信長公ノ妹御入興アリテ家中ノ諸

士安堵ノ思ヒヲソナシニケル (如松筆丹羽家伝)

⑤氏次

慶長六年丑三月十九日卒

大応院殿大雲道用。 (如松新調御系図)

⑥氏重

次郎三郎

天正十二年申四月九日

於岩崎城討死法名白雲道悦 (如松新調御系図)

⑧氏重 次郎介 次郎三郎トモ

(如松筆丹羽系図―家老家系図)

⑦氏定

元氏憲 式部少輔

興昌院殿桃雲宗萼 (如松新調御系図)

⑧氏純

延宝二年寅九月廿七日卒

直指院殿性山義見 (如松新調御系図)

この他丹羽氏の再撰系図や寛政譜を詳細に比較検討してゆくと、如松の考証とは異なる記事、丹羽家側の収集した資料による記事なども散見されるが、それらを明らかにすることは本稿の目的ではないため省略する。^(注5)

慶徳如松・麗女夫婦と丹羽家 (四)

以上、私が見てきたのは大名・丹羽家と、その御師であった慶徳家との長きにわたる因縁である。両家は互いに危急存亡の秋を迎える度に助けあって、戦国時代・江戸時代を乗り切ったのであった。その深いゆかりを再認識する作業として、寛政の丹羽氏系図書継ぎ作業があったのである。大名の系図が、どのような作業を経て作成されてゆくかの稀有な具体例が一つ、ここに明らかとなった。寛政初年における諸大名への家譜差出命令の裏側で、大名の家臣たちが鋭意努力する有様が、丹羽茂宗・茂生親子の書簡によって手にとるようになるのである。とりわけ、これが三草藩家老と用人のみでの作業ではなく、御師・慶徳如松との共同作業によって進行してゆくことが特に興味深い。御師が神官である以上、知的に洗練された人々であったことは容易に想像できるけれど、彼等の知的生活の実態は、まだ充分明らかにはされていない。その一端が今回紹介した資料によって解き明かされたことになる。如松のように大名家の系譜を考証した例は例外中の例外ではあるものの、彼のような向学の姿勢と水準以上の考証能力は、御師階級の中で特異なものであったとも思えない。彼の妻である麗女を始め慶徳家の一族には漢詩・連歌などの文芸に携わるものがいた。麗女の書簡類からは、一族を中心として他の御師とも文芸に親しんだことが明らかである。^(注6) 物語と連歌で名高かった麗女や和学者として大成した足代弘訓は特別としても、如松のごとき学問をもつ

た御師は他にもいたはずである。

また如松の学識が明らかとなったことで、妻・麗女の学問も従来と少々異なった捉えかたをする必要にせまられるのではないか。彼女の遺した自伝的文章によって、如松は書物を書写したりして妻の学問を影でささえた人物というイメージが濃厚である。だが彼が書写した書物は妻の学問に供するというだけではなく、自身自身の知的関心を満足させるためのものであったのであろう。そう考えて再度麗女の自伝を読むと、確かに如松を「縁の下の力持ち」のように見るのは先入見にすぎないことがわかる。麗女自伝からも夫・如松の好學は読み取れるのである。また如松の国史に関する学識が深いことが判明した以上、麗女の草した歴史物語の取材に夫が積極的に関わったことも想像されよう。今後は、麗女と如松の学芸の具体的な相補関係を軸に研究を進めていく必要があると思われる。

本稿は、

安井家

岩出家

丹羽家(埼玉県)

丹羽家(兵庫県)

四家のご好意により完成することができた。今ここにあらためて、甚大なる感謝の意を捧げると同時に、右ご一家の益々のご繁

栄を心よりお祈り申し上げたい。

(注1) 丹羽氏福と丹羽茂生の序は東大史料編纂所蔵本にはない。

(注2) 『丹羽家伝』は表紙に題がなく、筆写が仮に名づけたもの。家老家に提出されたもので、家老丹羽家の系図である『丹羽系図』と共に岩出家に伝わる。第一次系譜考証の後に書かれたものである。

(注3) 『申伝之覚』の該当部を引く。『丹羽様書継候覚書』所収の清書版による。

「一 御先祖氏勝様御代尾州愛智郡岩崎之城被為成御開被遊勢州江御越私家ニ三ヶ年御蟄居被為成御座候由此時国々騒乱故御家之御系図私先祖江被成置御預御意ニ者若自然之事も有之候者御子孫江御渡シ申上候様ニ被為仰置候由尤此御系図之御本紙者被為成御隨身御先祖様被為成御談論候処を御書被為仰付被為成御差置候由又其比者乱世ゆへ諸家之牢人衆多ク当所に相見へ申候ニ付伊勢之国司北畠家より穿議甚タつよく御座候故私家之穴蔵ニ暫ク被為成御忍候由其節者御家人御両所被成御附添候由申伝候得共御名者不申伝候其後私先祖忍々ニ一族を相催(但上下五十人之由)自分武者大将と相成御帰城之御供仕候由之事」

「一 又氏次様御代(是も氏勝様御代共申候)織田信長公と御不快ニ被為成御座候ニ付岩崎之城被為成御退去再ひ勢州江被遊御越私家ニ三十日斗被為成御座候内御家人衆追々被成尋御

越候処御吉例とて又々一族相催武者大将と相成上方へ(上方と斗申候而何方共不申伝候)御供申猶御家人御催被遊候内信長公と御和平ニ被為遊御成被為御帰城候由之事」

(注4) 以下は『一色氏私考』の引用のまま。引用中()は傍注をあらわす。

「同記ニ云(元龜元年)四月廿五日ノ払暁ニ信長公(越前)敦賀ノ庄へ乱入セラル中略後詰ノ(朝倉)景恒モ粉骨ヲ碎テ相戦フトイヘトモ多勢ニ無勢又落城ノ跡ト云ヒ晩景ノ一戦ニ打負鐘カ崎へ引返ス此ノ時又越前方討死ノ面々：味方ニモ森十郎三郎桑原源左衛門三輪与市丹輪藤蔵柴田源五郎此等ヲ始テ八百余人討死セシム

私云丹輪藤蔵是モ御同氏乎」(『丹羽様書継候覚書』所収)

このように如松が見た『織田軍記』には「丹輪」とあるのを丹羽軍功録では如松の説に従って丹羽の支族としている。

(注5) 『寛政重修諸家譜』以前に、丹羽氏再撰系図の段階で補訂されているのだが、如松の仕事が最終的に幕府編纂物にも反映した事実を提示しなかったのと、煩瑣を厭って、丹羽氏再撰系図との比較を省略した。

(注6) 『郷土史草』第三二二号(一九九八年)から連載の拙稿参照のこと。伊勢郷土会発行。